

議案第114号

静岡市中央卸売市場業務条例の一部改正について

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

静岡市中央卸売市場業務条例（平成15年静岡市条例第216号）の一部を次のように改正する。
別表第5備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市中央卸売市場業務条例別表第5の規定は、この条例の施行の日が属する月以後の月分の使用料について適用し、同月の前月分までの月分の使用料については、なお従前の例による。